

長期収載品の選定療養に係る自己負担額について

ジェネリック医薬品のある先発医薬品のことを『長期収載品』といいます。

長期収載品の処方を希望される場合は、
特別の料金をご負担いただきます。（一部対象外あり）
特別の料金は、令和8年6月から、
先発医薬品と後発医薬品の価格差の2分の1相当です。

【特別の料金の対象】

公費負担医療受給者の方を含む外来通院患者さんが、院外処方・院内処方で①または②を希望された場合

- ①ジェネリック医薬品が発売後5年以上経過した先発医薬品（準先発品も含む）
 - ②ジェネリック医薬品への置換率（※）が50%以上の先発医薬品（準先発品も含む）
- ※ジェネリック医薬品へ切り替え可能な医薬品のうち、
実際に使用したジェネリック医薬品の数量に占める割合

【対象とならない場合】

- ・医師がジェネリック医薬品への変更ができないと判断した場合
- ・流通の問題等により、ジェネリック医薬品の提供が困難な場合
- ・バイオ医薬品
- ・入院の場合（退院時処方含む）

【特別の料金の計算方法】

令和8年5月31日まで	保険給付	患者負担 (1～3割)	選定療養費 ×消費税
		患者さんの自己負担の総額	
		価格差の1/4相当	
令和8年6月1日から	保険給付	患者負担 (1～3割)	選定療養費 ×消費税
		患者さんの自己負担の総額	
		価格差の1/2相当	

例えば…

- ・長期収載品の価格 1錠100円
 - ・長期収載品と有効成分が同一であるジェネリック医薬品の最高価格 1錠60円
- 価格差40円の2分の1＝「20円」
1錠あたり20円を選定療養費とし、通常の患者負担額とは別にご負担いただきます。

以上をご理解いただき、長期収載品の処方を希望される方は、
医師へお申し出ください。